

(一社)九州貸切バス適正化センター 令和6年度第1回諮問委員会 議事内容

日 時：令和6年6月20日(木)15:30~16:30

場 所：陸運会館6階小会議室

出席者：(適正化事業諮問委員)湯地委員(委員長)、吉城委員(副委員長)、藤本委員
(適正化センター)大迫事務局長、立石事務員

議事録

定刻となったので、事務局長が開会を宣言し、4名中3名委員の出席があり、諮問委員会が成立していることを宣言し、また、古村委員の辞任に伴い、藤本委員への交替について報告し、委員長の指揮で委員会が始まった。

【諮問事項の審議】

湯地委員長：諮問1の「令和5年度適正業務に係る事業報告について」事務局から説明してください。

事務局：資料1により説明

吉城委員：長崎が割とC判定の所が多いですが、バス協会による指摘の数が多いかなという印象なんですけれども、センターと協会で指導内容の差がでてきまうのか？

事務局：指導員のこれまでの経験とか、指摘項目の判断基準の差もありましたので統一し指摘の差が無いように11月に意見交換と研修会を開催しました。今年から鹿児島も委託となり大分も含めて指摘方法とか通知方法も統一していく必要があります情報交換をしながら巡回指導している。

湯地委員：届出運賃の適正な収受の項目の判定が否だった営業所が36営業所と別掲で記載しているが特別な意味があるのか。

事務局：再巡回という制度が5年度からできまして、C以下指摘が5件以上あった営業所、それと、届出運賃のいわゆる運賃違反があったところについては、再巡回を行うこととなっており、10月以降の巡回指導に対応したので実際に再巡回対象になった所は、18営業所になっている。

以上の議論があり諮問1について満場一致で可決した。

湯地委員長：諮問2の「令和5年度適正化業務に係る収支決算について」事務局から説明してください。

事務局：資料2により説明

特に意見もなく諮問2について満場一致で可決した。

湯地委員長：諮問事項3の「次年度以降の九州貸切バス適正化センターの事業運営について」事務局から説明してください。

事務局：資料3により説明

吉城委員：A案の場合だと例えば頑張って優良営業所がしっかり増えてきた時にバス協会

自身で巡回する件数も減っていきますから、A 案のほうがその優良事業者が増えてきた時にインセンティブが働きやすいのかな、と思ったんですけどもそういう理解で間違いないですかね。

事務局 : 共通経費というのはほとんど固定になりますので事務局、センター組織を今後とも維持するとなれば変わらないので各県の負担する共通経費の所はあまり変わらない、後は事業経費の方の増減は発生するという意味では、全体的に他の県も含めて優良事業者が増えれば巡回件数が減りますので、全体経費は減り負担金も減っていくことになります。

湯地委員 : 事業費用と管理費用別々に請求するんですか？

事務局 : 委託を受けたところからは、共通管理費として営業所数に応じて納入していただくが、それ以外はこれまで通り委託県から納入された共通費を差し引いた全体の費用を分担していただくことになる。

辰巳会長 : もともとですね。九州でひとつなんですよ。

本来は九州全体でやるところをバス協会に委託しているところがあるというだけであって、まあ基本はみんなで頑張って、みんなで減らしましょうというのが、基本的な考え方です。

湯地委員 : 九州みんなで頑張って全体を減らしましょうという事ですね、理解しました。

以上の議論があり諮問 3 について了承した。

以上で、諮問事項の、全ての審議が終了し、委員長は諮問委員会の終了を宣言した。